

学校法人村上学園 日本医療ビジネス大学校 学校関係者評価委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、日本医療ビジネス大学校（以下「本校」という。）における学校関係者評価の実施及び結果の公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、学校関係者評価とは、学校教育法第43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価をいう。

(委員会の設置)

第3条 本校は、より実践的な職業教育の質を確保するため、本校の関係者により組織した日本医療ビジネス大学校学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、自己評価の結果を踏まえ、その評価が適切に行われているか、客観的視点から、教育活動及び学校運営の状況についての各種資料の検証、本校の諸活動の評価を行い、その結果を学校長に報告する。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、本校教職員以外の者で、次に掲げる者のうちから学校長が委嘱し組織する。

- (1) 学生・卒業生
- (2) 保護者
- (3) 関係業界（実習施設等）
- (4) 専修学校団体
- (5) 自治体
- (6) その他学校長が必要と認める者

(委員会の委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2. 委員長は、前条に定める委員のうちから、学校長が指名する。
3. 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
4. 副委員長は、前条に定める委員のうちから、委員長が1名指名する。
5. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代行する。

(任期)

第7条 委員長及び委員の任期は2年とし、再任を防げない。

(委員会の議事)

第8条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することはできない。

2 委員会の議事は、委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(学校関係者評価の実施)

第9条 学校関係者評価は、毎年実施する。

(結果の答申)

第10条 委員会は、学校関係者評価の結果をとりまとめ、学校長に答申するものとする。

(点検・評価の対応)

第11条 学校長は、学校関係者評価の結果を踏まえ、改善等が必要であると判断したときは、学校運営会議に報告するとともに、適切な措置をとるものとする。

(結果の公表)

第12条 委員会は、学校長の指示に基づき、学校関係者評価の結果を広く社会に公表するものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、学校関係者評価に関し、必要な事項は、学校長が定める。

附 則

1. この要綱は、2023年4月1日から施行する。